



それ、**給付金を装った**
詐欺かもしれません！

**「個人情報」「通帳、キャッシュカード」
「暗証番号」の詐取にご注意ください！**

特別定額給付金に関して

- 市町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 市町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

※今般、政府予算案において決定された「特別定額給付金」については、住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。

※具体的な給付の方法等が決まり次第、速やかに広報される予定です。

※現時点で、市町村や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を電話や郵便、メールでお問合せすることはありません。

ご自宅や職場などに市町村や総務省などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、最寄りの警察署や下記連絡先等までご相談ください。



和歌山県警察 警察相談電話（#9110）まで相談を！

中央地区 公民館だより

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府は「緊急事態宣言」を全都道府県に拡大
公民館も5月6日まで臨時休館を余儀なくされ、サークルの皆様にご利用の休止をお願い
した。感染拡大防止のため、ご協力よろしくお願ひいたします。

皆様も感染を防止するために三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避け、手洗
履行しましょう。自分の身は自分で守る。止まない雨はありません。

又、ストレス防止と健康維持に、体操や散歩などお忘れなく。旬の食材料理で季節を
バーベキューを楽しんだり、楽しみを色々探しましょう。

中央地区公民館は、自主事業・ふれあいルーム・サークル活動を通じ、地域の皆様に
館となれる様、社会状況を考慮しながら、職員一同でいろいろな計画を提案していき
難しい時期ですが、積極的に活動にご参加いただきたく、宜しくお願ひ致します。

・館長 入澤忠男 ・ 石井あおい ・ 佐原明子 公

毎月のサークル予定表

書道（書サークル）	第1火曜日	午後 2:00～	お茶（さみどり会）	月2回（不定）
俳句（ひまわり）	第2月曜日	午後 1:00～	育児サークル	第1・3金曜日
（大樹）	第2月曜日	午前10:00～	囲碁	第1金曜日
（小豆島）	第2金曜日	午後 1:00～	将棋	第3金曜日
（浜木綿）	第3金曜日	午後 1:00～	布倶楽部	水曜日
生命の貯蓄体操	火曜日	午後 1:30～3:30		土曜日
いきいき体操	火曜日	午前10:00～11:30	陶芸（らくやき会）	水曜日
	第2・4金曜日	午前10:00～11:30		土曜日
生花（華サークル）	第3水曜日	午後 2:00～		クラフト倶楽部
三人会（ささやきの会）	月曜日（不定）	午後 1:00～		
ささやきの会（定例会）	水曜日（不定）	午前 9:30～12:00		

※各サークルに興味のある方は、公民館までお問い合わせください。

※中央地区公民館は今年度も、ふれあいルームや自主事業
しかしながら、このコロナ禍でどのように社会情勢が変
その状況に合わせ、計画を変更し、都度お知らせいたし

～～ 中央地区公民館 活動目標 ～～

『より豊かな学び
より生きがいのある生活
より楽しいふれあいを求めて・・・』

☆今年度の自主事業予定☆ (変更の場合あり)

- ✿バス旅行・・・地域の方々との親睦交流に。
- ✿落語会・・・恒例となっている「紀の会」の落語会。
- ✿囲碁大会・・・囲碁の好きな方、是非ご参加ください。
- ✿チョークアート・・・好評につき、三回目の企画です。
- ✿親子遠足・・・バスで行く日帰り親子遠足
- ✿健康教室 等

※各事業の詳細については、随時、公民館だより等で
お知らせいたします。

しました。結果、
することとなりま

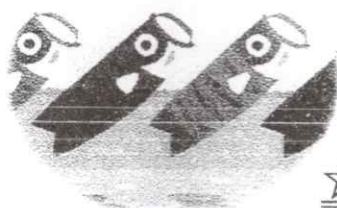
い・うがい・消毒を

未わったり、家族で

近く、喜ばれる公民
とを考えています。

公民館 ☎ 82-1093

午前 9:00～12:00
午前10:00～11:00
午後 1:00～
午前 9:00～12:00
午後 1:00～5:00
午後 1:00～5:00
午後 1:00～5:00
午後 7:00～10:00
午後 1:00～5:00
午前 9:00～12:00
午後 7:30～10:00



☆ふれあいルーム予定☆

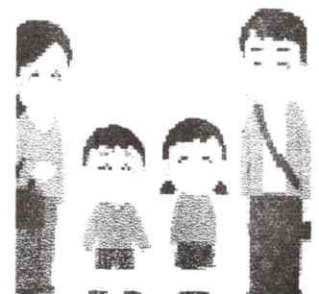


昨年度同様、年間27回を計画しています。
料理教室、工作教室、お楽しみ会等、楽しい企画を考えています。
たくさんの子供達の参加をお待ちしています (*^_^*)

で色々な計画を提案させていただきます。

化するか予測できません。

ます。皆様のご参加お待ちしております。



令和2年度

不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

- ★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…
 - ★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている… など
- ～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

**補助金
上限80万円**

- 申請受付期間：5月11日（月）～【土日祝は除く】
- 申請受付場所：有田市役所3階 建設課 建築住宅係
- 募集予定棟数：不良空家 …… 20棟 程度 ※不良空家：不良度評点100以上
老朽危険空家 …… 50棟 程度 ※老朽危険空家：不良度評点60以上100未満
※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されていたもの）、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上（市担当者の現地調査による） など…

2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

3. 補助対象者（申請者）

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者に請負わせること
 - 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…
- ※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

なお、空家等対策の推進に関する特別措置法の『特定空家等』に指定されると、本補助金だけでなく、固定資産税の住宅用地の特例制度も適用対象外となります。

まずは、
現地調査から！

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。
空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受け付けていますのでお気軽にご連絡ください！

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 建設課 建築住宅係（市役所3階）
電話：0737-22-3618（直通）





令和2年度 有田市住宅耐震改修事業のご案内

有田市では、地震発生時における住宅の倒壊等の災害を防止するため、住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事又は耐震ベッドもしくは耐震シェルターの設置工事にかかる経費の一部を予算の範囲内において補助する制度を実施しています。

来るべき大地震から命を守るためには、住宅の耐震化が重要となりますので是非この機会にご活用下さい！



ちょっと心配じゃない？ まずは **耐震診断** してみましょう

○住宅の耐震診断

《木造住宅耐震診断》 市から委託した耐震診断士が無料で診断します。

《非木造住宅耐震診断》 耐震診断に要する費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件			
木造住宅	個人負担なし	平成12年5月31日以前に着工	在来軸組構法 伝統的構法	併用住宅の場合、延べ床面積の1/2以上が居住用	地上階数が2以下かつ延べ面積が200㎡以下
非木造住宅	診断費用の2/3 (限度額) 89,000円	昭和56年5月31日以前に着工	—		

★耐震診断の結果、耐震改修が必要な場合は、以下の補助事業が活用できます。

安心して暮らせるように

○耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施（現地建替え含む）

平成30年度から、住宅耐震化に係る設計と改修工事を一体的に支援する総合支援メニューを実施しています。以前の補助メニューと比べ、トータルの補助額がアップしています。

補助額の内容		(耐震診断を受けていること)
住宅	(限度額) 1,166,000円	【①】耐震改修工事に要する経費の2/5 (限度額:500,000円) 【②】耐震改修工事に要する経費の3/5+設計費 (限度額:666,000円) 【①】 + 【②】 = 合計最大で1,166,000円

【補助例】耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施

・設計20万円+改修100万円の場合 (合計120万円)

【①】 100万円×2/5 = 40万円

【②】 100万円×3/5 + 20万円 = 80万円 ⇨ 限度額66万6千円

【①】 40万円 + 【②】 66万6千円 = 106.6万円

設計+改修

国40万円 + 県33.3万円 + 市33.3万円

補助率 約88.8%

0

個人負担額 13.4万円

補助金 106.6万円

120 (万円)

○耐震ベッド・耐震シェルター

地震による住宅の倒壊から、最低限『命』だけは守るために耐震改修工事より安価で、安全な空間を確保できる耐震ベッド・耐震シェルターの設置費用の一部を補助します。

補助額の内容		補助対象の条件	
木造住宅	購入・設置費用の2/3 (限度額) 266,000円	耐震診断を受けていること	・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 ・木造住宅の1階に設置 ※予算の額を超える場合、高齢者(65歳以上)又は障害者が居住する住宅を優先します。

※耐震ベッド・耐震シェルターは和歌山県が認定した製品に限ります。また、本体以外のもので対象にならないものもあります。くわしくは下記連絡先へお問い合わせください。

補助メニュー	募集件数
木造住宅耐震診断	18件
非木造住宅耐震診断	1件
耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施	7件
耐震ベッド・耐震シェルター	1件

※申請受付は先着順とします。また、補助金は予算の範囲内となります。

※募集件数は、申し込み状況により増減する場合があります。

■申請受付期間 : 5月7日～12月28日【土日祝は除く】

※耐震ベッド・耐震シェルター: 高齢者・障害者が居住する住宅の優先受付は5月29日まで

※有田市住宅リフォーム工事費補助金を併用する場合の優先受付は5月29日まで

■申請受付場所 : 有田市役所3階 建設課 建築住宅係

※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施及び耐震ベッド・耐震シェルター、非木造住宅耐震診断を申請される場合は、申請時に補助金交付申請書へ添付していただく書類が必要となります。

添付書類につきましては下記連絡先へお問合せください。

補助対象者	①当該住宅を所有し、又は居住し、若しくは居住する予定の者
	②上記の者で、市税の滞納がない者
	※耐震補強設計と耐震改修工事の総合的な実施を行おうとする者は、過去に本要綱による耐震補強設計を行うための補助金の交付を受けていないこと

(ご注意) 本補助事業は、補助金の交付決定前に着手(業者との契約を含む)したものは補助対象外となります。また補助金の支払いには、まずは申請者から業者への支払いをしていただく必要があります。工事完了報告書類として、請求書、領収書などの写しを提出していただきます。工事完了報告は、令和3年2月26日までにご提出下さい。

有田市役所 経済建設部 建設課 建築住宅係 (市役所3階)
連絡先 TEL:0737-22-3618

■詳しくは、有田市ホームページをご覧ください!

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001032.html>

有田市では、市民が安心して住み続けられる住まいづくりの一環として、市内業者を活用しリフォーム工事をされる方に対し、その経費の一部を補助する制度を実施します。

最大20万円の補助が受けられます！（30名程度）

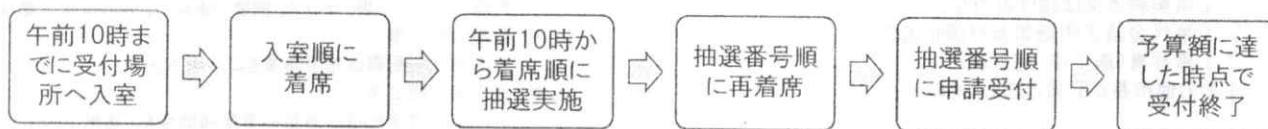
補助対象工事費（消費税を除く）の20%【上限20万円】

申請受付日時： 6月7日（日） 午前10時（受付順の抽選）

申請受付場所： 有田市役所 3階 第1・第2会議室

重要

申請受付の初日のみ、午前10時に受付場所において受付順の抽選を行います。午前10時までに、ご入室されない場合は、抽選後の最後尾となりますので、ご注意ください。※午前10時以降の抽選後の最後尾へのご入室は、午前11時までとさせていただきます。



- 令和元年度までに有田市木造住宅耐震診断を受けられた方で、令和2年度に住宅耐震改修事業を実施される方は、本補助金制度を優先して受け付けます。（最大3件、受付期間：5月7日～5月29日）
- 過去に本補助制度を受けてリフォーム工事を行った住宅は補助対象外です。（判明した場合は、補助金を取り消します。）
- 申請書のみ提出など明らかに書類が不備な場合や、工事業者の申請は受付いたしません。
- 本補助制度は、受付初日で終了する場合がございますので、ご了承ください。（本年度の追加募集はございません。終了次第、ホームページに掲載いたします。）
- 予算額に達した時点で受け付けは終了となりますので、ご了承ください。（最後の申請者は、予算の範囲内での補助金額となります。）
- 予算に残額があれば、6月8日（月）以降【土日祝除く】午前8時30分から午後5時まで、有田市役所 庁舎3階 建設課 建築住宅係 で受付いたします。 ※交付申請書提出順です。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件をすべて満たす方が申請出来ます

- 市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- 持ち家住宅の場合、所有者もしくはその親族。
- 借家等の場合、賃借を受けている方、もしくはその親族。
- ご家族を含め、暴力団員等でない方。
※ここでの「親族」とは、配偶者並びに一親等内の血族及び姻族とします。
※所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者が実施すること。
- 補助対象となる工事費（消費税を除く）が10万円以上であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和3年2月26日までに工事完了報告書の提出が出来る工事であること。
- ※市が実施する「高齢者居宅改修補助事業」「住宅耐震改修事業」など他の補助制度利用の場合は、その対象額を補助対象工事費から除きます。

◇補助率・補助限度額◇

- 補助対象工事に要した費用（消費税を除く）の20%に相当する額で上限は20万円とする。
（千円未満の端数は切捨てとします。）

◇補助対象住宅◇

- 市内の住宅
店舗併用住宅の場合は、住宅部分のみ対象。
- 市内マンション、集合住宅、借家
マンション、集合住宅は専有部分とし、所有者の同意が必要です。

◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。
- 補助金の交付申請は、一戸の住宅につき1回限りです。

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 住宅の位置図
- 2 リフォーム工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 3 リフォーム工事着工前の現況を明らかにする写真
- 4 リフォーム工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 5 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 6 申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合は同意書
- 7 評価証明及び戸籍の請求に係る同意書
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 申請者の市税完納証明書(有田市役所税務課)
- 11 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第5号】

《添付書類》

- 1 工事契約書又は請け書の写し
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ①有田市高齢者居宅改修補助事業(介護保険係)
- ②有田市住宅耐震改修事業(建築住宅係)
- ③有田市移住推進空き家活用補助事業(まちづくり係)
- ④その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

◇補助対象工事等の一例◇

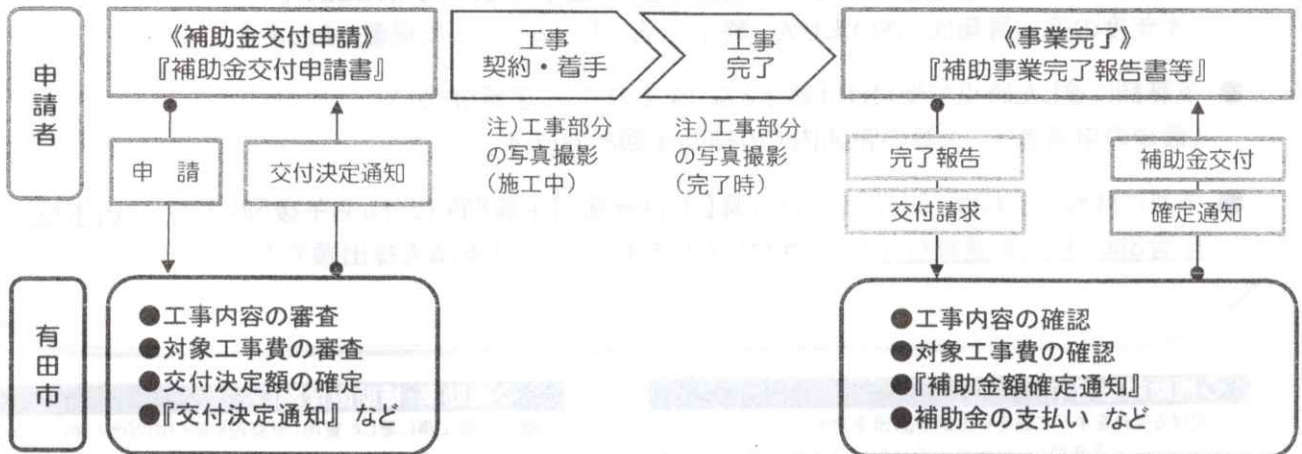
凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象

対象リフォーム等の内容

○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	住宅リフォームに伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	住宅リフォームに伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事
×	住居部分以外の工事 店舗、事務所、車庫、物置、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	リフォーム以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他(個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

◇補助事業申請の流れ◇



★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意下さい。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合わせ先>

有田市役所 経済建設部 建設課 建築住宅係(有田市役所3階)

住 所 : 有田市箕島50番地

電話番号 : 0737-83-1111(代表) 0737-22-3618(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001033.html>

「申請書」は、市役所3階建設課でも配布しています。





令和 2 年国勢調査

調査員を大募集！

令和 2 年 10 月 1 日を基準日として、国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本国内に居住しているすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、有田市では約 120 人の国勢調査員の協力により調査を実施する予定です。

現在、調査に従事していただける方を募集しています。調査の開始前には説明会を開催しますので、未経験の人でも安心して従事していただけます。

まずは、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先

有田市役所経営企画課

電話：22-3731（直通）

E-Mail：keieikikaku@city.arida.lg.jp

申込フォーム

市ホームページでも
申込ができます。



■任命期間

8月7日～11月6日（3カ月）

■仕事内容

- ① 調査員説明会への参加
- ② 担当地域の確認
- ③ 調査説明と調査書類の配布
- ④ 調査票の回収
- ⑤ 調査票の整理と提出

■報酬

30,000円～60,000円程度

※受け持ち調査区数、世帯数によって変わります。

■応募要件（以下の全ての要件を満たす方）

- ① 市内在住で満 20 歳以上の方
- ② 責任を持ち調査員業務を行える方
- ③ 調査上知り得た秘密を守れる方
- ④ 税務・警察・選挙に直接関係ない方
- ⑤ 暴力団員でなく、暴力団と密接な関係を有しない方

■応募方法

市ホームページよりお申しいただくか、経営企画課までご連絡ください。

以下を確認します。

「氏名」「住所」「生年月日」「電話番号」

■応募締切

5月29日（金）

国勢調査員の仕事内容は、大きく5つです

国勢調査員の
仕事を簡単に
紹介するよ！



8月下旬



① 調査員説明会
に参加

9月上旬



② 担当している
地域の確認

9月中旬～



③ 調査説明と
調査書類の配布

～10月中旬



④ 調査票の回収

10月中旬



⑤ 調査票の整理
と提出

国勢調査員Q & A

調査員のよくある質問をQ & A
形式でまとめました。

Q 一度調査員を引き受けると、ずっと
引き受けないといけなくなるの？

A 基本的には今回の国勢調査のみで
す。ただ、他の統計調査における調査
員の人数が不足する場合、調査員をお
引き受けいただけるか意向確認するこ
とがありますが、都合がつかなければ
断っていただいて構いません。

Q パートの仕事がお休みの日に調査員の
仕事はできますか？

A 可能です。調査票を配布する期間の
指定などにはありますが、基本的には調
査員さんのご都合の良い時間帯に活動
していただけます。

Q 担当調査区が近所ならできそうだけ
ど、土地勘のない場所ですることは？

A 調査員さんのお住まいの地域の状況
などを考慮して依頼します。

Q 一人での調査活動は不安があるの
ですが・・・。

A 調査員さんの安全確保を図るため、
「調査員同行者制度(調査活動前に登録
した家族や知人が同行する)」「調査員
の相互協力(調査員同士が連絡を取り合
い、それぞれの担当調査区において協
力して活動を行う)」など、複数人によ
る調査活動も可能です。